

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物等に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限りです。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）